

療育手帳判定の流れ(18歳未満の方)

平成31年1月現在

① 申請

市役所・町役場等で療育手帳の申請をします(更新の場合でも申請が必要です)。

- 1 療育手帳交付(更新)申請書の提出
- 2 「療育手帳について」の記入

② 姫路こども家庭センターから日程調整等の文書による案内(郵便)

- 1 来所(下記③)の日時及び持ち物について
- 2 医学診断(下記④)について(★新規申請の方)
- 3 受付票の事前記入について(★新規申請の方) ※母子手帳を参考に記入ください。

③ 来所(検査・聞き取り調査)

姫路こども家庭センターで児童に心理検査、保護者に生活状況の聞き取りを行います。
検査・聞き取り、検査結果のお知らせなどで計1.5~2時間の予定です。

持ち物

a 写真(タテ4cm×ヨコ3cm)

療育手帳に貼付する写真です。すでに提出済みの場合は不要です。

b 医学診断(下記④)書類(★新規申請の方)

診断書等により代用する場合、当日に準備できればご持参ください(下記④2・3参照)。



④ 医学診断(★新規申請の方)

新規申請の方は下記のいずれかの方法で医学診断を受ける必要があります。

- 1 姫路こども家庭センターで受診(来所(上記③)以降)
月2回程度の頻度で行っています(無料)。
- 2 かかりつけ医等による診断書を提出(所定の様式)
所定の用紙は来所案内郵送時に同封します。お急ぎの場合は市町の窓口に相談ください。
- 3 特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)の写しを提出
原寸大(A3サイズ)以外の大きさでも構いません。



⑤ 療育手帳の受け取り

市役所・町役場等から案内がありますので、お受け取りください。



兵庫県姫路こども家庭センター
〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58
TEL:079-297-1261 FAX:079-298-1895